

議案第七十五号

放射性物質により汚染された土壌等の保管について一層の対策を求める意見書提出の件

本議案を、福島市議会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十五年六月二十五日

福島市議会議長 粕谷悦功様

提 出 者

東日本大震災復旧復興対策並びに  
原子力発電所事故対策調査特別委員会 委員長

栗野 啓二

(別紙)

## 放射性物質により汚染された土壌等の保管について一層の対策を求める意見書

放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された本市においては、市民の不安を一日も早く解消するため、福島市ふるさと除染実施計画に基づき、除染等の措置を実施している。

しかし、放射性物質により汚染された土壌等の除染は、過去に経験のない業務であり、本市は、市街地や住宅密集地も多く、仮置き場の設置も容易ではないなど多くの課題が山積し、本市議会で行った調査においても、除染作業の遅れなどの課題が明らかとなっており、こうした課題の解決には、一地方自治体規模での対応には限界がある。

よって、国においては、放射性物質汚染対処特措法に規定する「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。」とした法の趣旨に基づき、汚染状況重点調査地域である本市除染の推進を図るため、放射性物質により汚染された土壌等の保管に関する次の事項について、一層の対策を講ずるよう強く要望する。

- 一 放射性物質により汚染された土壌等の仮置き場として、適切な国有地を積極的に提供すること
  - 二 早期に中間貯蔵施設が設置されれば、放射性物質により汚染された土壌等について仮置き場を経ずに、直接搬入も可能となることから、中間貯蔵施設の設置を速やかに進めるとともに、平成二十七年一月とされている搬入開始時期を遵守し、可能であれば前倒しを図ること
  - 三 中間貯蔵施設の設置においては、放射性物質により汚染された土壌等の搬入にあたり、規模、容積等の不足が生じないようさらなる精査を行うこと
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕 谷 悦 功

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
環境大臣  
復興大臣  
あて

### (提案理由)

国に対し、本市除染の推進に必要な放射性物質により汚染された土壌等の保管についての一層の対策を求めるため、本意見書を提案する。

議案第七十六号

汚染状況重点調査地域における除染作業の迅速化に資するマンパワーの確保に関する意見書提出の件

本議案を、福島市議会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十五年六月二十五日

福島市議会議長 粕谷悦功様

提出者

東日本大震災復旧復興対策並びに  
原子力発電所事故対策調査特別委員会 委員長

栗野 啓二

(別紙)

## 汚染状況重点調査地域における除染作業の迅速化に資するマンパワーの確保に関する意見書

福島市ふるさと除染実施計画に基づく本市の住宅除染の状況は、住宅除染を計画している福島県内の汚染状況重点調査地域に指定された地方自治体の中でも、発注件数は多いものの除染を進める上で多くの課題が山積している。

特に、本市を含む福島県内の地方自治体における除染作業の本格化により、今後一層、除染現場の作業員が不足する可能性があり、計画どおりの除染の進捗に大きな懸念が生じている。

また、膨大な除染事業を行うにあたりその負担は大きく、技術系職員の不足も懸念される中で、本市においては、除染現場の監理業務の民間委託等に対応しているが、除染作業に係る人材の確保という課題の抜本的解決には、一地方自治体による対応にはおのずと限界がある。

さらに、国直轄で除染を行う除染特別地域の作業員については、環境省により特殊勤務手当の支給が義務づけられているが、同じ除染作業に従事する汚染状況重点調査地域の作業員については、空間線量率等の状況が異なるとはいえ、特殊勤務手当の支給がされていないのが現状である。こうした現状から、除染特別地域に比べ、現に居住する住民が多い汚染状況重点調査地域における除染現場の作業員の確保が困難となり、除染作業の停滞を招くおそれがある。

よって、国においては、放射性物質汚染対処特措法の趣旨に基づき、汚染状況重点調査地域における除染作業の迅速化に資するマンパワーが確保されるよう、次の事項について必要な措置を講ずるよう強く求める。

一 除染現場の作業員不足に対する抜本的な解決策を検討し、除染作業の労務単価については、除染特別地域と汚染状況重点調査地域において著しい格差が生じないように、特殊勤務手当の支給等を含み同一内容となるよう配慮するとともに、他の公共事業への影響にも十分考慮しつつ引き上げを行うこと

二 現在行っている被災自治体への国家公務員の派遣制度について、技術系の専門職員の派遣や増員等による内容の充実を図ること

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕 谷 悦 功

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
環境大臣  
復興大臣  
あて

### (提案理由)

国に対し、本市を含む汚染状況重点調査地域における除染作業の迅速化に資するマンパワーの確保を求めるため、本意見書を提案する。

除染の加速化及び住民の不安解消に向けた除染推進パッケージのさらなる内容の充実等を求める  
意見書提出の件

本議案を、福島市議会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十五年六月二十五日

福島市議会議長 粕谷悦功様

提出者

東日本大震災復旧復興対策並びに  
原子力発電所事故対策調査特別委員会

委員長

栗野啓二

(別紙)

## 除染の加速化及び住民の不安解消に向けた除染推進パッケージのさらなる内容の充実等を求める意見書

平成二十四年十月二十三日に公表された除染推進パッケージにおいては、除染の加速化に向けた対策として、福島環境再生事務所への権限委譲や、住民の不安解消に向けた対策として、除染効果の発信や除染に関するリスクコミュニケーション強化等が示され、現在までに一定の成果が現れている。

しかし、本市においては、除染作業や仮置き場設置の遅れなどを例として、放射線に関する正確な情報を市民と共有し、十分な意思疎通が図られていないと言えない状況がある。

こうした問題の解決のため、放射線に対する理解の促進やリスクコミュニケーションの充実、除染等の措置等に伴う原形復旧措置への財源措置等について、一層の対策の充実が求められる。

よって、国においては、放射性物質汚染対処特措法の趣旨からも、除染の加速化及び住民の不安解消に向けた除染推進パッケージのさらなる内容の充実等のため、次の事項について必要な措置を講じるよう強く要望する。

一 放射線に対する理解を深めるため、放射線の安全基準について一層の調査研究を行い、その結果を広く国内外へ周知することを除染推進パッケージに明記すること

二 除染に関する新たな技術の導入について、除染効果が高いと認められるものについては、速やかに除染関係ガイドライン等に反映させることとし、その方針を除染推進パッケージに明記すること

三 リスクコミュニケーション強化の具体策として、テレビや新聞等の幅広い広報媒体を活用し、正確な情報を国内外へ周知することを除染推進パッケージに明記すること

四 除染等の措置等に伴う原形復旧措置について、子どもの生活環境のみに限定せず、広く市民が利用する公共施設等も財源措置の対象とし、その方針を除染推進パッケージに明記すること  
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕 谷 悦 功

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
環境大臣  
復興大臣

あて

(提案理由)

国に対し、本市の除染作業や仮置き場設置の遅れなどの問題解決に必要な除染の加速化及び住民の不安解消に向けた除染推進パッケージのさらなる内容の充実等を求めるため、本意見書を提案する。

議案第七十八号

個人や事業主が独自に実施した除染費用について東京電力による速やかな賠償が可能となる制度  
の構築を求める意見書提出の件

本議案を、福島市議会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十五年六月二十五日

福島市議会議長 粕谷悦功様

提出者

東日本大震災復旧復興対策並びに  
原子力発電所事故対策調査特別委員会

委員長

栗野啓二

(別紙)

## 個人や事業主が独自に実施した除染費用について東京電力による速やかな賠償が可能となる制度の構築を求める意見書

放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された本市においては、市民の不安を一日も早く解消するため、福島市ふるさと除染実施計画に基づく除染等の措置を実施している。

しかし、放射性物質により汚染された土壌等の除染は、過去に経験のない業務であり、原子力災害に係る多くの業務を抱える本市において、その負担は大きく、作業の遅れも見られる。

このような背景の中で、除染を待つ個人や事業主の中には、放射線への不安から一日も早い除染を希望し、みずから除染を行う場合もある。

そうした除染費用について、原子力損害賠償紛争審査会においては、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴い、必然的に生じた追加的費用等については、原子力損害として賠償の対象となるとしているが、東京電力からは、現時点においてこれら費用に係る賠償の方針は示されておらず、速やかな賠償が行われる状況にはない。

一日も早い除染を希望する個人や事業主等の市民に対し、その費用について迅速かつ確実に賠償がなされることが示されれば、市民の不安の解消にもつながり、さらに、市民の理解と協力ののもと、除染の進捗にも寄与することになる。

よって、国においては、個人や事業主が独自に実施した除染費用について、市民目線に立った賠償基準により、東京電力による速やかな賠償が可能となる制度の構築を強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕 谷 悦 功

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務省大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
復興大臣

あて

(提案理由)

国に対し、市民の不安解消と除染の進捗に寄与する上で必要な個人や事業主が独自に実施した除染費用について、市民目線に立った賠償基準により、東京電力による速やかな賠償が可能となる制度の構築を求めるため、本意見書を提案する。



議案第七十九号

実効性ある災害時要援護者避難支援体制の整備を円滑に図るための措置を求める意見書提出の件

本議案を、福島市議会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十五年六月二十五日

福島市議会議長 粕谷悦功様

提出者

東日本大震災復旧復興対策並びに  
原子力発電所事故対策調査特別委員会 委員長

栗野 啓二

(別紙)

## 実効性ある災害時要援護者避難支援体制の整備を円滑に図るための措置を求める意見書

本市は、国が平成十七年三月に策定した災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、災害時要援護者避難支援に取り組んできた。ガイドラインにおいては、災害時要援護者の名簿作成を義務規定としていないため、その作成が進まず、また、名簿提供に当たっても個人情報保護法との関係が十分に整理されていない状況である。本市議会の調査においても、東日本大震災時には、町内会や消防団、地域包括支援センター等への情報提供は不十分であり、安否確認には相当の苦労があったということが明らかになった。

また、本市では、市内四十五カ所の社会福祉施設等と協定を結び福祉避難所を指定しているが、災害時要援護者の受け入れに当たっては、介護する職員等の確保が必要であり、災害発生時には、支援部隊等の人的支援が重要となる。さらに、避難者が安心して避難生活を送るためには、福祉避難所のバリアフリー化等の施設改修や、備蓄倉庫、多目的ホール等の整備及び発電機、非常食、簡易トイレや簡易ベッド等の備品の整備が必要である。

国は、市町村に対し災害時要援護者の名簿の作成を義務付けるほか、ガイドラインを改定する方針を示しているが、市町村において災害時要援護者の安全を確保するためには、ガイドラインに基づいた災害時要援護者避難支援体制の整備を早急に進めることが必要である。

よって、国においては、市町村が実効性ある災害時要援護者避難支援体制の整備を円滑に図られるようにするため、次の事項について必要な措置を講ずるよう強く要望する。

- 一 ガイドラインの改定に当たっては、市町村が災害時要援護者避難支援体制を円滑に構築できる内容とすること
  - 二 災害時要援護者の名簿作成や福祉避難所の改修、整備を含め災害時要援護者避難支援体制の整備に必要な経費について負担すること
  - 三 災害発生時には、災害時要援護者を介護する職員等必要な人材を確保できるよう広域的な支援体制を整備すること
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕 谷 悦 功

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣(防災)  
あて

### (提案理由)

国に対し、市町村が実効性ある災害時要援護者避難支援体制の整備を円滑に図るための措置を求めるため、本意見書を提案する。

議案第八十号

減容化後の下水汚泥及び新たに発生する下水汚泥に係る国の継続的な対応を求める意見書提出の件

本議案を、福島市議会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十五年六月二十五日

福島市議会議長 粕谷悦功様

提出者

東日本大震災復旧復興対策並びに  
原子力発電所事故対策調査特別委員会

委員長

栗野

啓二

(別紙)

## 減容化後の下水汚泥及び新たに発生する下水汚泥に係る国の継続的な対応を求める意見書

国は、平成二十五年四月から本市の堀河町終末処理場内で運転を開始した汚泥減容化施設において、放射性物質の検出により最終処分ができず場内に一時保管していた下水汚泥と、施設稼働後に新たに発生した下水汚泥を混合し、乾燥処理による減容化を図っている。

これにより生じた減容化後の下水汚泥は、中間貯蔵施設等への搬出が計画されているものの、その時期は明確ではない。

さらに、下水汚泥について最終処分が可能とされる基準を満たしていても、放射性物質に対する不安から、その受け入れ先は無いに等しく、引き続き場内に一時保管せざるを得ない状況である。

しかしながら、国は、汚泥減容化施設で行う減容化の期間について、これまで一時保管していた下水汚泥の減容化がすべて完了する平成二十五年末までとしていることから、これ以降、新たに発生する下水汚泥についての対応は不透明である。

また、本市議会の調査において、減容化後の下水汚泥が中間貯蔵施設等へ搬出されない場合、最長でも平成二十七年三月には、場内の一時保管場の容量を超えるおそれのあることが明らかになった。

国は、新たに発生する下水汚泥についても、放射性物質汚染対処特措法の趣旨に基づき減容化の必要性を認識するとともに、場外への早期搬出を行うべきである。

よって、国においては、汚泥減容化施設における減容化後の下水汚泥及び新たに発生する下水汚泥に関し、次の事項について必要な措置を講ずるよう強く要望する。

- 一 減容化後の下水汚泥及び新たに発生する下水汚泥の一時保管は、暫定的なものとし、国がすべて責任を持って場外に搬出すること
- 二 新たに発生する下水汚泥を場外に搬出するまでの間、汚泥減容化施設において下水汚泥を減容化し、それに伴い必要となる経費についても、すべて負担すること

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長

粕 谷

悦

功

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
環境大臣  
復興大臣

あて

### (提案理由)

国に対し、いまだ一時保管の状態にある減容化後の下水汚泥及び新たに発生する下水汚泥に係る継続的な対応を求めるため、本意見書を提案する。